

# 新税の考え方 【たたき台】

# 目次

- 1 新税導入の必要性について
- 2 使途のあり方（イメージ）について
- 3 税率について
- 4 課税免除について
- 5 基金の運用イメージについて
- 6 特別徴収義務者への配慮について
- 7 新税の名称について

# 1 新税導入の必要性について

## 新税導入の必要性

- ◆ 高度化・多様化する観光ニーズへの一層の対応
- ◆ コロナ禍を経た社会経済情勢の変化への対応
- ◆ 将来も見据えた社会的要請への対応



北海道観光が将来的にめざす姿を実現するため、**施策の推進を強化する観点から、安定した観光財源の確保が必要**

## 期待される効果

- ◆ 北海道を旅行される方の満足度・利便性向上
- ◆ 来訪者の受け入れを支える地域構造（人材、専門能力、施設、関連産業も含めた観光インフラ等）の一層の充実・強化
- ◆ 北海道を旅行される方の安全・安心の向上

新税を財源とする施策の推進により、さらなる魅力増進を実現することで、**北海道観光の持続的な発展と本道経済全体への波及を目指す**

## 2 用途のあり方（イメージ）について①

### 【第1回懇談会での主な意見】

- 用途の基本的な考え方として、「新規性」という説明があったが、必ずしも新たな施策にこだわる必要はなく、むしろ「将来性」や「戦略性」といった考え方が適切ではないか。

### 検討の視点

SDGsや脱炭素など、社会的な要請の高まりに対し、戦略性をもって将来的に持続可能な北海道観光を目指すための基本的な視点を再検討。

#### 基本的な視点

**将来性・戦略性**

**合目的性**

**広域性**

#### 考え方

- 人口減少やデジタル化など、**社会経済情勢の変化への対応**
- SDGs・脱炭素化など、**社会的要請への対応**
- **中長期的な視点に立った施策の推進**
- 目的税の性質に即し、**観光振興のための施策に特化**
- 納税者、特別徴収義務者の**負担に見合う便益の享受**
- 市町村が講じる施策との適切な役割分担のもと、
  - ・ **北海道全域を対象とする施策**
  - ・ 市町村の区域を越える**広域的な施策**
  - ・ **北海道全域に効果が及ぶモデル性の高い施策** に特化

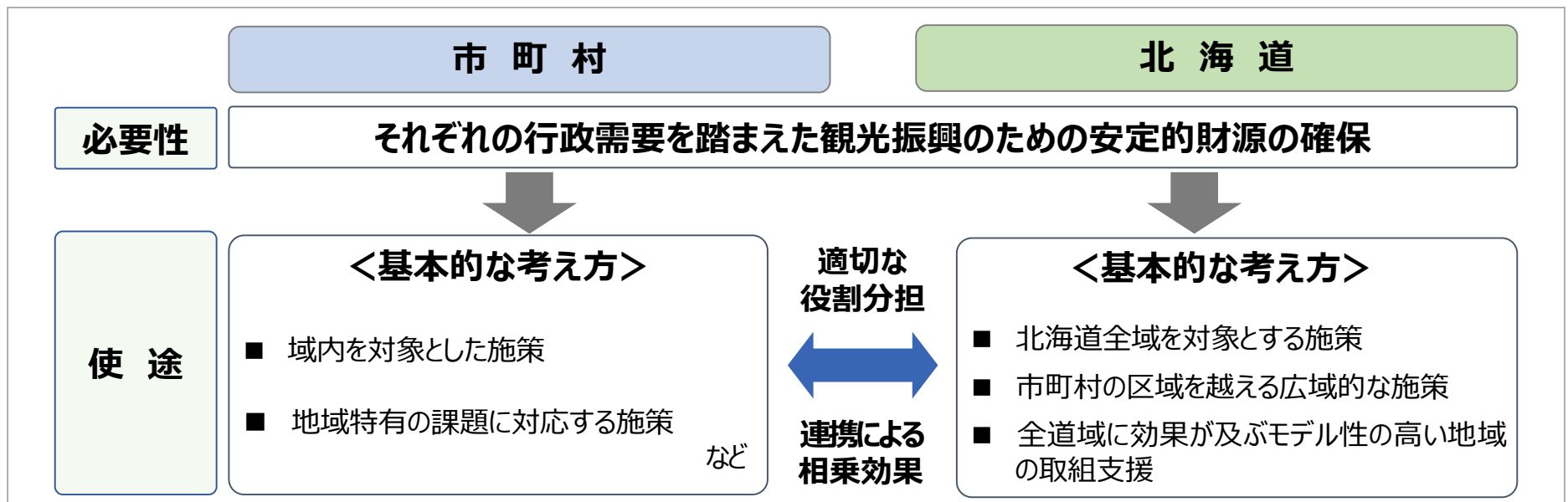
## 2 使途のあり方（イメージ）について②

### 【第1回懇談会での主な意見】

- 納税者や徴収義務者の理解が得られるよう、税の使途について、よりわかりやすく整理が必要。
- 道が広域的な観光施策を行う重要性を明確にしながら、市町村との役割分担の整理が必要。
- 使途の検討に当たっては、サステナブル、ウェルネスなどの視点も取り入れてもらいたい。
- これからの観光施策を進めるに当たっては、SDGsや脱炭素といった持続可能な観光の視点が必要。
- 人材確保こそ最大の課題なので、広い意味での受入体制の強化をお願いしたい。

### 道と市町村の役割分担

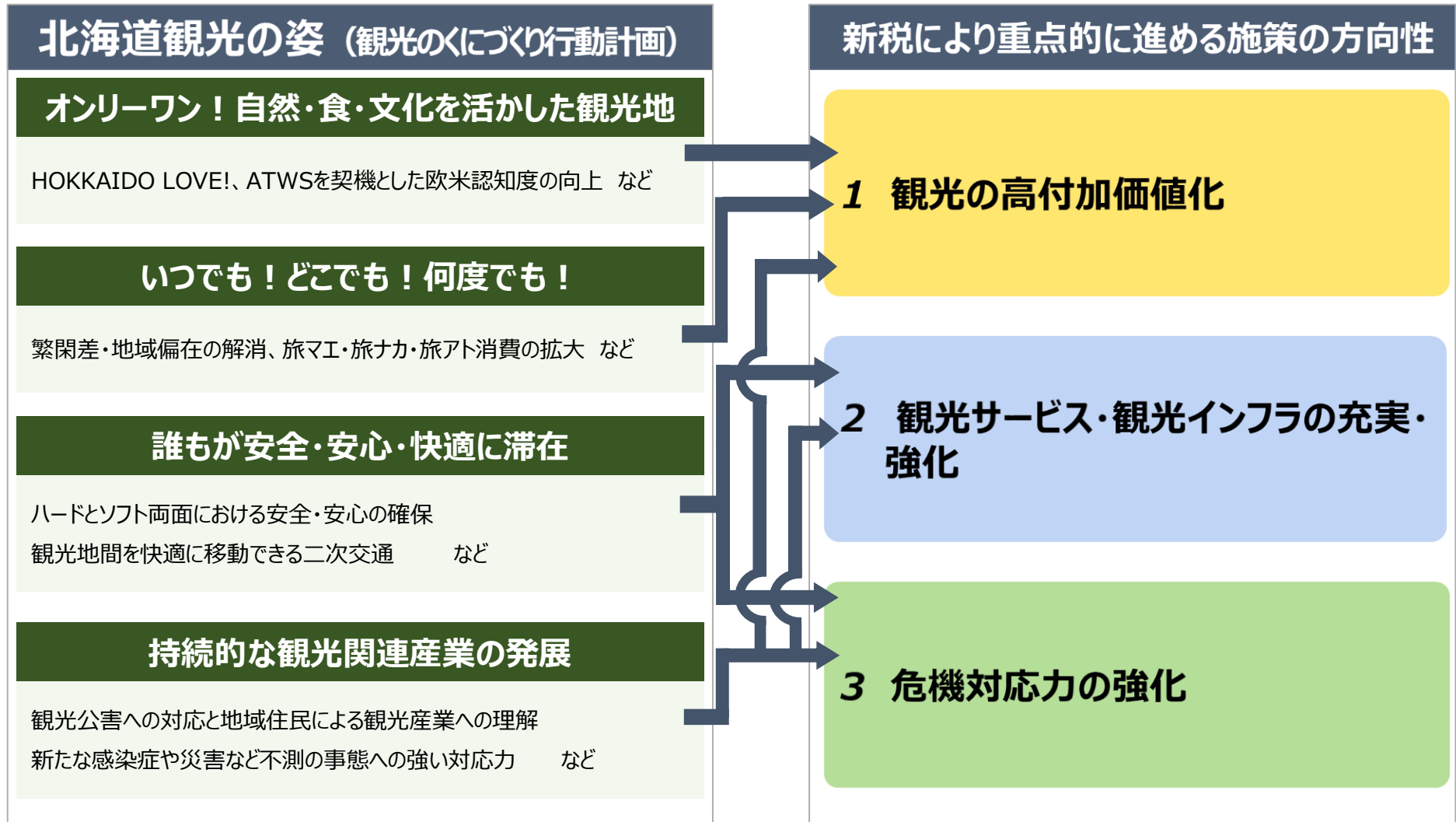
広域自治体と基礎自治体としての行政需要や役割分担の観点から、再整理。



## 2 使途のあり方（イメージ）について③

### 新税により重点的に進める施策の方向性

現行の「第5期北海道観光のくにづくり行動計画」（R3～R7年度）に掲げるめざす姿に資する取組として、新税による施策の方向性を整理



## 2 用途のあり方（イメージ）について④

取組例については、規模感を把握することを目的に現時点で想定される主な取組として掲げたもの

### I 観光の高付加価値化

きめ細かなマーケティングに基づき、多様なニーズと地域資源に即した観光地づくりとプロモーションを一体的に推進し、北海道観光の高付加価値化を図る。

#### 現状・課題

- 道内各地域の観光コンテンツの掘り起こし・磨き上げが不十分
- マーケティングに即した観光地づくりとプロモーションの相互連関を高める必要
- 観光客の地域偏在や繁閑差、オーバーツーリズム

#### 取組の例

- アドベンチャートラベルの普及拡大
- 多様な地域資源を活用したツーリズム（ワイン・ケアなど）の推進
- 地域が主体となって取り組む先駆的・モデル的な観光地づくりへの支援強化
- 教育旅行誘致のための支援強化
- デジタル技術を活用した観光客の行動履歴等の分析
- 集積したビッグデータを活用した観光客へのきめ細かな情報発信・プロモーション
- 国内外拠点を活用したアンテナ機能強化（海外レップオフィスの拡大）

#### 効果

- 観光客の満足度の向上、リピーターの増加
- 観光消費の拡大による地域経済の好循環
- 住んでいる地域への誇り、愛着の高まり（シビック・プライド）
- 観光需要の平準化・分散化、オーバーツーリズムの緩和

## 2 用途のあり方（イメージ）について④

取組例については、規模感を把握することを目的に現時点で想定される主な取組として掲げたもの

### II 観光サービス・観光インフラの充実・強化

観光需要の拡大やニーズの多様化、高度化に対応した受入環境の構築に向け、観光サービスを担う人材や施設、観光インフラの充実・強化に取り組む。

#### 現状・課題

- 観光専門人材の絶対的不足、レベルの引き上げ
- 観光関連産業の人手不足や、社会的要請への対応
- 広域観光を支える交通ネットワーク、情報インフラの脆弱さ

#### 取組の例

- 世界基準に対応した質の高いガイドの育成、通年で活躍できる需要の創出
- 広域連携、地域連携DMOにおける専門人材の育成
- 観光関連産業におけるデジタル化、ユニバーサル化、省力化等への支援
- 外国人材を含めた多様な人材の確保・定着・雇用環境の整備
- 交通拠点と観光地、観光地間の交通のシームレス化
- デジタル技術を活用した観光案内・情報発信機能の多言語化や、アクセシビリティなどの強化

#### 効果

- 受入体制の強化による質・量ともに充実した観光サービスの提供
- 観光客へのホスピタリティの向上
- 移動や情報アクセスの利便性向上



## 2 用途のあり方（イメージ）について④

取組例については、規模感を把握することを目的に現時点で想定される主な取組として掲げたもの

### Ⅲ 危機対応力の強化

大災害など不測の事態に際し、観光客の安全・安心の確保とともに、観光産業への影響を最小限に食い止めるための対応を強化する。

#### 現状・課題

- 大災害やパンデミック時に備えた体制・対策が不十分

#### 取組の例

- 緊急時における観光客への情報発信機能やサポート体制の強化
- 影響の程度に応じた需要喚起策や集中プロモーションの機動的実施（財源の積み立て）

#### 効果

- 安全・安心な観光地としてのブランド力の向上
- 観光産業の強靱化と経済的ダメージの抑制

## 3 税率について①

### 【第1回懇談会での主な意見】

- 基本的には定額制とし、税率案（一律100円）については、**中長期的な行政需要への対応という点から、税率の引き上げとともに、負担能力も考慮し、段階的定額制についても検討が必要。**

### 検討の視点

- ・ 市町村宿泊税と併せた負担感に配慮しながら、広域行政としての中長期的な行政需要に対応できる税収を確保できる税率として検討。
- ・ 社会経済情勢の変化などから、コロナ禍以降増加した行政需要への対応にも留意。

議論のたたき台として、宿泊料金に応じた「**段階的定額制**」のイメージを提示

## 3 税率について②

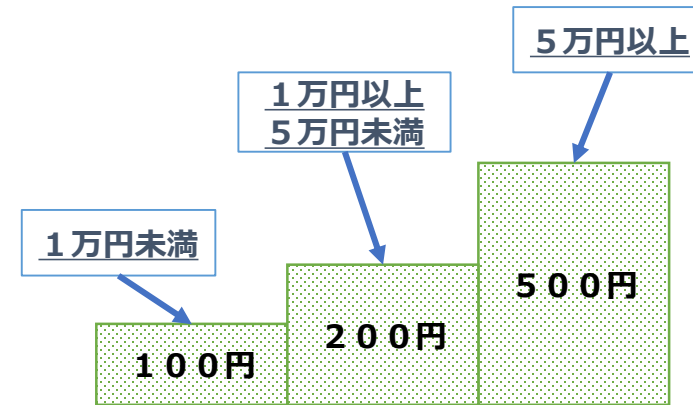
### ■ 段階的定額制のイメージ

#### 検討の視点

- ・ 納税者の負担能力を考慮し、宿泊料金に応じた段階的な税率  
⇒ 例：200円の税率を基本として、先行事例を参考に、低価格な宿泊料に対してはより低額な課税、高価格な宿泊料に対してはより高額な課税として検討
- ・ 税制の簡素さや、徴収事務の負担軽減への配慮（先行自治体の運用状況を参考）

#### 段階的定額制のイメージ

料金区分	税率の案
1万円未満	100円
1万円以上5万円未満	200円
5万円以上	500円



#### <参考：先行自治体の段階的定額制の例>

京都市	2万円未満：200円、2万円以上5万円未満：500円、5万円以上：1,000円
大阪府	7千円未満：免税、7千円以上1万5千円未満：100円、1万5千円以上2万円未満：200円、2万円以上：300円
東京都	1万円未満：免税、1万円以上1万5千円未満：100円、1万5千円以上：200円
長崎市	1万円未満：100円、1万円以上2万円未満：200円、2万円以上：500円

### 3 税率について②

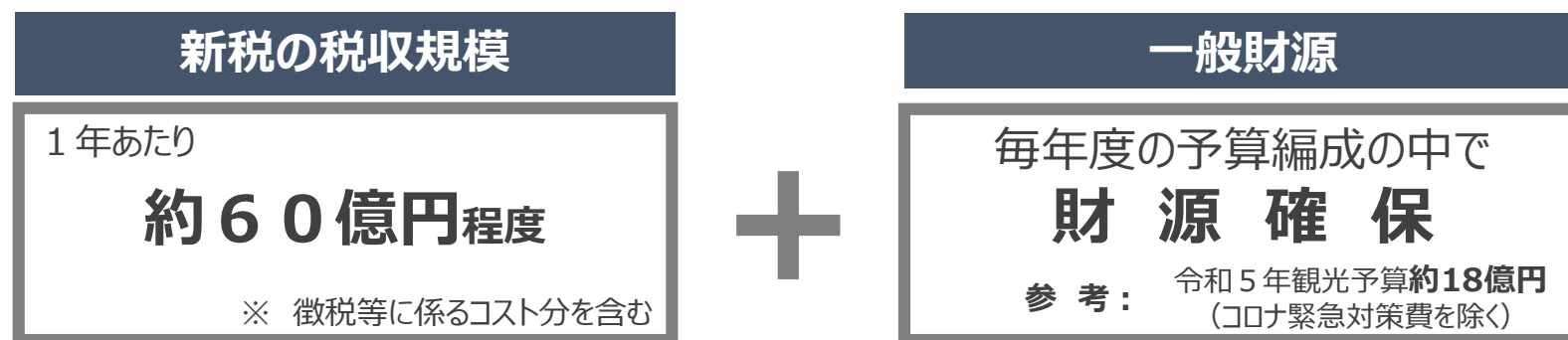
#### 段階的定額制による税収規模のイメージ

「第5期北海道観光のくにづくり行動計画」において、令和7年度の目標数値より算出した宿泊客延べ数を約4,000万人／年として試算。

※ 同様の前提条件のもと、全道一律100円の税率を試算すると、約40億円程度

料金区分	税率	宿泊客延べ数	道内分布割合	=	税収規模	
1万円未満	100円	約4,000万人	約54%		=	1年あたり 約60億円程度 ※徴税等に係るコスト分を含む
1万円以上 5万円未満	200円		約45%			
5万円以上	500円		約1%			

#### 観光予算総額のイメージ



#### <参考>

同規模の税収（1年あたり約60億円）を一律定額制の税率で確保する場合は、**約150円程度**となる。

### 3 税率について②

#### 段階的定額制による市町村税との合算イメージ

##### 市町村税を導入しない地域

###### ケースⅠ

	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上
道税	100円	200円	500円
市町村税	—	—	—
<b>合計</b>	<b>100円</b>	<b>200円</b>	<b>500円</b>

##### 市町村税を導入する地域

###### ケースⅡ 道と市町村税の税率が同じ場合

	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上
道税	100円	200円	500円
市町村税	100円	200円	500円
<b>合計</b>	<b>200円</b>	<b>400円</b>	<b>1,000円</b>

###### ケースⅢ 市町村税が定額（仮：200円）の場合

	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上
道税	100円	200円	500円
市町村税	200円	200円	200円
<b>合計</b>	<b>300円</b>	<b>400円</b>	<b>700円</b>

###### ケースⅣ 市町村税が定率（2%）の場合

	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上
道税	100円	200円	500円
市町村税	200 - a 円	200 ~ 1,000円	1,000円 + a 円
<b>合計</b>	<b>300 - a 円</b>	<b>400 ~ 1,200円</b>	<b>1,500 + a 円</b>

※ 入湯税（市町村税）の対象となっている施設においては、1人1日あたり150円（標準税率）から250～300円（超過税率）が加算

## 4 課税免除について

### 【第1回懇談会での主な意見】

- できる限り簡素な税制度とするため、非課税事項は極力設けない方向で検討すること。
- 宿泊税は宿泊行為の背景にある消費能力を担税力として課税。料金の大小に関わらず一定の担税力のある納税者に課税をするという点では、理論上、免税点は不要。

### 検討の視点

簡素な税制度とするため、非課税事項は設けない。



免税点や個別の課税免除は設けず、  
**教育旅行などへの政策的配慮は、新税の用途の中で検討**

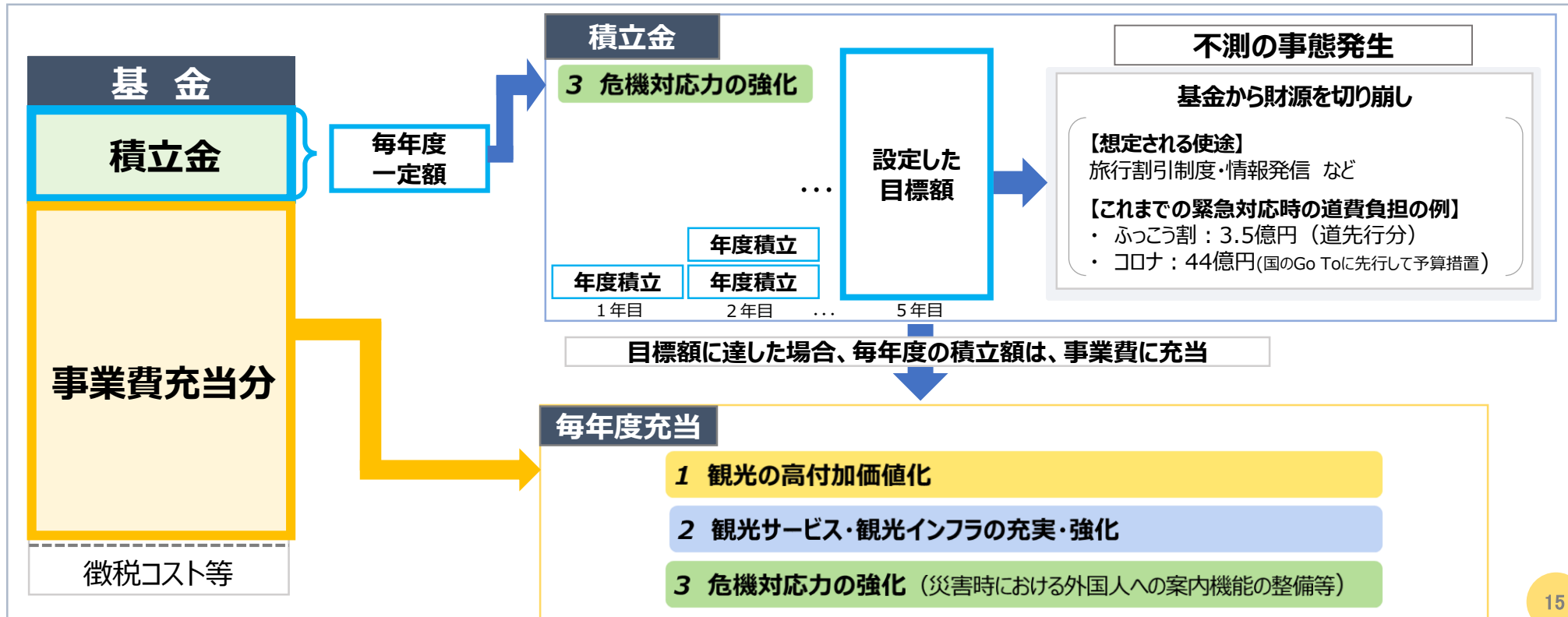
## 5 基金の運用イメージについて

### 【第1回懇談会での主な意見】

- 財源の活用方法に関し、基金化するのであればガバナンスが重要。積み立てと切り崩しについてのルールが必要。

### 検討の視点

- ・ 税収見込みに応じ、徴税コストを差し引いた施策充当分を基金に繰り入れ
- ・ 感染症や災害等、不測の事態への機動的財源として、目標額を設定し、目標額に達するまで毎年度、一定額を積み立て。



## 6 特別徴収義務者への配慮について

### 【第1回懇談会での主な意見】

- 宿泊業界が徴収義務者になるのであれば、その負担に見合ったフィードバックが必要。
- 各宿泊事業者のシステム変更への支援や事務負担軽減をお願いしたい。
- 徴収の最前線に立つ宿泊事業者の立場を考慮し、混乱が生じないように、行政サポートを行うことが必要。

### 検討の視点

- ・ 宿泊税先行導入自治体における特別徴収義務者交付金や補助金制度を参考に検討。
- ・ コロナ後も継続している人手不足の現状における事務負担を考慮。

#### <参考：主な先行自治体の例>

東京都	大阪府	福岡県	倶知安町	京都市	長崎市
○納期内納入額の2.5%	○納期内納入額の2.0%	○納期内納入額の2.5%	○納期内納入額の2.0%	○納期内納入額の2.5%	○既存のレジシステムの改修、新たなシステムの構築、ハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助（補助率2分の1）
○上限100万円(年間)	○完納の場合は0.5%を加算し2.5%	○上限200万円(年間)	○完納の場合は0.5%を加算し2.5%	○上限200万円(年間)	○納期内納入額の2.5%
○導入当初5年間は0.5%上乘せ	○導入当初5年間は0.5%上乘せ	○導入当初5年間は0.5%上乘せ。電子申告であればさらに0.5%上乘せ(最大3.5%)	○導入当初5年間は0.5%上乘せ	○導入当初5年間は0.5%上乘せ	○上限50万円(年間)

- ・ **人手不足の中、徴収事務を担っていただく事業者の負担を考慮し、支援内容を検討。**
- ・ **新税の導入に当たっては、制度趣旨を理解いただくため、十分な広報を実施。**



## 7 新税の名称について

### 【これまでの検討経過】

#### <令和元年第4回定例会>

- 「税の具体的なイメージを示すにあたり、本道観光の振興のために導入を検討していることを解りやすく簡潔に表すため、『観光振興税』という名称を仮称として用いた」

### 検討の視点

目的税としての意義をわかりやすく表す税目名として検討。

コロナ前の検討で用いた「**観光振興税**」という名称を踏襲してはどうか

### <留意点>

- ・ 納税者や特別徴収義務者の理解を得られやすいよう、**市町村税の名称と揃える方が望ましい**。
- ・ 今後、関係市町村とは「通称」での名称統一も含め調整。